

第3回 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会

－ 議事概要 －

1. 日時：平成18年11月30日（木） 16:00～19:00

2. 場所：虎ノ門第10森ビル4階 第1会議室

3. 出席者

（委員）

石川 睦夫（財団法人住友財団専務理事）
亀岡 保夫（公認会計士）
佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）
高山 昌茂（公認会計士）
長 光雄（公認会計士）

（五十音順）

（オブザーバー）

野口民事局局付（法務省）

（事務局）

中藤次長、原山審議官、范企画調整官、清水企画官、梅澤企画官、河内参事官補
佐（以上、内閣官房行政改革推進室）
駒形管理室長、井戸参事官補（以上、総務省大臣官房管理室）

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 事務局より資料説明（公益目的支出計画に係る主な論点及び検討の視点）
- (3) 自由討議
- (4) 閉会

5. 議事概要

- (1) 開会
- (2) 事務局より資料説明（公益目的支出計画に係る主な論点及び検討の視点）
事務局から、資料1に基づいて説明した。

(3) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。主な発言は次のとおり。

【Ⅰについて】

- 建物などの償却性資産の場合、帳簿価額といっても減価償却を今までどのように行ってきたかで帳簿価額が大きく異なっている。こうした中で、公益目的財産額の算定に当たってどのように扱うのか検討する必要がある。
- 引当金について、公益目的財産額の算定においては負債とは取り扱わないが、移行後に支出等が発生した時点で公益目的財産残額に反映させるという方法も考えられる。
- 引当金については、公益目的財産額の算定に当たり負債として取り扱うものと取り扱わないものとその性質に応じて適切に整理する必要があるのではないか。
- 仮に申請時から移行の認可を受けるまで一定の期間を要することになるのであれば、公益目的財産額の算定においては申請後、調整する必要があると考える。
- 株式の上場審査においては、申請時に提出した財務諸表の作成基準日以後に生じた重要な事象については報告することとしており、公益目的財産額算定の時点を検討する際の参考となるのではないか。

【Ⅱについて】

- 仮に売却損益・滅失損を公益の目的のための「支出（又は支出に伴う収入）」とする場合、評価損益を算定する基準は公益目的財産額算定時に基準とした評価額とすべきである。
- 評価損益については、公益目的財産残額の算定に影響させず、売却など実現したものだけを勘案するというのも一案ではないか。

【Ⅲについて】

- 事業実施との関連性が明確なものは「収入」とするのは良いとしても、どの程度の関連性があれば「収入」と取り扱うのか、明確に線引きするのはなかなか困難であろう。

(4) 閉会

次回の研究会は12月14日（木）午後3時から行うことが確認された。

以 上